

柏市発注工事における近接工事の取扱いについて

- 1 近接工事となる要件（以下の全てに合致するもの）
 - (1) 工事場所が同一敷地内または工事区域が隣接する工事
隣接：直線距離で概ね100m以内かつ地形等により分断されない
 - (2) 工期が重複する
現工事の工事検査完了通知日以前に公告するもの
 - (3) 同一工種であり，発注担当課が同一のもの
 - (4) J VとJ Vの1構成員とは対象外とする
 - (5) 予定価格がともに5,000万円以上のもの

- 2 近接工事の取扱い
 - (1) 現工事と近接工事を同一の事業者が受注した場合，近接工事の諸経費を合算計算にて調整し契約（減額）変更を行う。
 - (2) 特記仕様書に以下の事項を記載する。

第△△条 近接工事となる場合の取扱いについて

○○○○○○○○工事（以下，本工事という。）の請負額については，柏市が先行発注した下の工事（以下，「現工事」という。）の請負人が本工事についても請け負った場合には，当該2工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から，現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し，変更するものとする。

契約番号 工事第■■■号

工事件名 ●●●●●●●●●●工事

- (3) 現場代理人並びに主任技術者は兼任を認める。

3 施行日

平成24年10月1日